

# 不法就労・不法滞在防止のための ご理解とご協力をお願いします!!



平成31年中の外国人入国者数は、約3,010万人と、過去最高となりました。また、平成31年4月に改正入管法が施行され、今後5年間で最大34万5,150人の外国人労働者の受入れが想定されます。いろいろな国の人が日本を訪れ生活することは、国際的な相互理解の増進に役立ち、国際社会の中にある日本にとっても重要な意味を持つものですが、その一方で、一部の外国人が不法に入国したり、在留許可の範囲を超えて滞在するなど国内の治安を悪化させる一因にもなっており、平成31年1月1日現在の不法残留者数は約7万4,000人と、各年同期比で5年連続の増加となっています。

そのような現状を踏まえ、福岡県警察では、

- 不法就労・不法滞在事犯等の取締り
- 外国人雇用企業・団体等に対する不法就労・不法滞在防止のための指導啓発活動
- 外国人留学生等が事件や事故の被害に遭うことを防ぐための防犯活動や安全教室の開催

等の不法就労・不法滞在防止のための諸対策を推進しています。これらの対策への正しいご理解とご協力をお願いします!!



国際的な組織犯罪



人身売買

外国人を雇用するときは身分確認をしましょう。

外国人を雇用する際は、必ず、  
在留カード・パスポート・就労資格証明書・資格外活動許可書等の実物

で「在留資格」や「在留期間」、「アルバイトをしてもよい許可を得ているかどうか」を確認してください。

働くことが認められていない外国人を雇用した場合やその雇用を斡旋した場合、処罰の対象となることがあります。

(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金)

また、同処罰には、過失犯の規定が設けられています。

※ 資格外活動許可を取得した留学生の稼働時間は、週28時間以内が原則です。

※ 留学生の風俗関係系種でのアルバイトは、一切禁じられています。

※ 「留学」の在留資格をもっている場合でも学校を除籍になっている場合は、資格外活動は認められず、不法就労となります。



在留資格は何??

身近に潜む犯罪情報の提供をお願いします。

一部の不良外国人と日本人が結託した

- 就労資格のない外国人を不法就労させ又は不法就労を斡旋する不法就労助長
- 日本国内で長期滞在・就労するため、日本人との結婚を装って「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する偽装結婚
- 海外輸出を目的とした自動車盗

などの犯罪が発生しています。

皆さんの身近で、このような犯罪に関する情報があれば、最寄り警察署又は交番へ情報をお寄せください。



不法就労・不法滞在



自動車盗(違法ヤードでの解体等)